

染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）及びデータ提出加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2に含まれるものとする。

A309 特殊疾患病棟入院料（1日につき）

【点数の見直し】

1 特殊疾患病棟入院料1	1,954点	→	2,008点
2 特殊疾患病棟入院料2	1,581点		1,625点

【注の見直し】

<p>注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>	→	<p>注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>
---	---	---

【注の見直し】	<p>注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算並びに救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。</p>	<p>注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）並びにデータ提出加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。</p>												
A310 緩和ケア病棟入院料（1日につき）														
【点数の見直し】	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 882 694 914">1</td> <td data-bbox="712 882 913 914">30日以内の期間</td> <td data-bbox="1167 882 1272 914">4,791点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 927 694 959">2</td> <td data-bbox="712 927 1025 959">31日以上60日以内の期間</td> <td data-bbox="1167 927 1272 959">4,291点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 971 694 1003">3</td> <td data-bbox="712 971 913 1003">61日以上</td> <td data-bbox="1167 971 1272 1003">3,291点</td> </tr> </table>	1	30日以内の期間	4,791点	2	31日以上60日以内の期間	4,291点	3	61日以上	3,291点	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1458 882 1563 914">4,926点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1458 927 1563 959">4,412点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1458 971 1563 1003">3,384点</td> </tr> </table>	4,926点	4,412点	3,384点
1	30日以内の期間	4,791点												
2	31日以上60日以内の期間	4,291点												
3	61日以上	3,291点												
4,926点														
4,412点														
3,384点														
【注の見直し】	<p>注2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、退</p>	<p>注2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデ</p>												